

日 本 大 学 学 則（大学院）抜粋

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第2節 大 学 組 織

第3条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

（表省略）

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもって、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、次回の教授会において、その承認を得なければならない。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び卒業に関すること。
- ② 学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと

定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第10条 前条の教授会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

- ① 大学院に関すること。
- ② 学位論文の審査に関すること。
- ③ 当該学部の予算及び決算に関すること。
- ④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・転学・転籍・休学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第17条 学部編入できる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、編入学定員を設定していない学部学科については、定員に余裕のある場合に関し、選考の上編入学を許可することがある。

- ① 大学を卒業又は1年以上在学した者
- ② 短期大学を卒業した者
- ③ 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国

の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）

- ④ 高等専門学校を卒業した者
- ⑤ 高等学校等の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ⑥ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ⑦ その他前各号と同等以上の学力があると認められた者

第18条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本大学の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ③ 外国において学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規程（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- ⑧ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑨ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものであり、かつ、本大学の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

第19条 入学を志願する者は、各学部所定の手続きによって願出するものとする。

第20条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第21条 修業年限は、最低4年とし、在学年数は、8年を超えることができない。

2 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、最低6年とし、在学年数は、12年を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年数の期限内の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

5 本大学に編入学・再入学した者については、別に定める規定による。

第22条 他の大学から本大学学部へ転学又は本大学内における転部科を願い出た者については、別に定める規定によって許可することがある。

第23条 本大学に編入学、転学又は本大学内において転部科、若しくは転籍した者は、その学部へ2年以上在学しなければ卒業することができない。ただし、第21条第4項の規定に該当する場合はこの限りではない。

第24条 本大学の通学の課程と通信教育課程との間には、事情により選考の上、同一学部間の異動のみ、相互の転籍を許可することがある。この場合既に修得した授業科目は、転籍した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

第25条 病気その他やむをえない事由により、引き続き3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

2 休学期間は1年以内とし、なお、休学を要する者は、許可を得て更に1年以内の休学ができる。

第26条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

第27条 休学期間は、修業年数に算入しない。

第27条の2 本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学に留学することを許可することがある。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 病気その他やむをえない事由のため、退学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

第29条 正当な理由で退学した者が、当該学部へ再入学を志望したときは、選考の上許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

第30条 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

第31条 故なくして欠席が長期にわたる者は、これを除籍することができる。

第7節 履 修 規 定

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。ただし、医学部の授業科目の一部は、単位制によらず時間制を採るものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業について15時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には平常試験・定期試験・追試験・再試験及び卒業試験等がある。定期試験は学期末又は学年末に行い、追試験は、やむをえない事故のため定期試験を受けることのできなかった者のために行い、再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行う。
- 3 追試験及び再試験は当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C及びDの5種をもってこれを表し、Sは90点以上、Aは80点以上、Bは70点以上、Cは60点以上、Dは59点以下とし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

- 2 成績評価を係数化する必要がある場合は、S、A、B、C及びDをそれぞれ4、3、2、1及び0に換算する。なお、係数化についての事項は別に定める。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

(入学後ガイダンス・オリエンテーションの際周知する。)

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 7 学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第15節 寄 宿 舎

第78条 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

第3章 大 学 院

第1節 総 則

第104条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第105条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 5 本大学院の専門職学位課程に、法科大学院を置き、その目的は、専ら法曹養成のための教育を行うこととする。さらに、知的財産専門職大学院を置き、その目的は、知的人材を養成し、社会の要請に応えるものとする。
- 6 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年とする。
- 8 前項に該当する研究科、専攻又は学生の履修上の区分は次のとおりとする。

法学研究科政治学専攻1年コース

国際関係研究科国際関係研究専攻1年コース

- 9 博士課程の標準修業年限は、5年(医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科は4年)とする。
- 10 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱う。医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の博士課程については前期及び後期の区分をしない。
- 11 法務研究科専門職学位課程(法科大学院)の標準修業年限は、3年とする。また、知的財産研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。
- 12 第6項、第7項、第9項及び第11項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第106条第14項に規定する在学年数の期限内の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第106条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査(芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる)及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

(表省略)

- 3 博士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について30単位以上(修士課程を修了した者については、その修得単位を含む)を修得、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者に

については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者）については、当該課程における2年の在学期間を含む。また、第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者及び第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程を修了した者）については、修士課程における1年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、芸術学研究科における修得すべき単位数は40単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、新聞学研究科、国際関係研究科及び総合社会情報研究科における修得すべき単位数は42単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）、生物資源科学研究科における修得すべき単位数は47単位以上（修士課程を修了した者については、当該課程で修得した30単位を含む）とする。

5 前2項の規定にかかわらず、第116条第3項第2号から第8号までの規定により、博士課程の後期3年の課程に入学した者又は専門職学位課程を修了し、博士課程の後期3年の課程に入学した者については、大学院（専門職大学院を除く）に3年（法科大学院の課程を修了した者）については、2年）以上在学し（芸術学研究科においては10単位以上、新聞学研究科、国際関係研究科及び総合社会情報研究科においては12単位以上、生物資源科学研究科においては17単位以上を当該課程で専攻科目について修得し）、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者）については、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

6 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

（表省略）

7 博士課程に標準修業年限在学し、所定の単位だけを修得して、課程を修了しない者が、引き続き学生として在学する場合は、本条第14項に定める在学年数の範囲内において、当該大学院分科委員会の許可を受けなければならない。

8 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）及び知的財産研究科専門職学位課程は、所定の年限在学し、専攻科目について所定の単位を修得し、研究科が別に定める要件を満たした者に専門職学位の学位を授与する。また、知的財産研究科専門職学位課程は、所定の単位を修得するとともに、論文の審査に合格することを修了要件とする。

9 前項の規定にかかわらず、第117条第5項の規定により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を法務研究科専門職学位課程（法科大学院）において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により法務研究科専門職学位課程（法科大学院）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その履修に要

した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で法務研究科専門職学位課程(法科大学院)に在学したものとみなすことができる。

10 第8項の規定にかかわらず、法務研究科専門職学位課程(法科大学院)において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認めるもの(以下「法学既修者」という)に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で在学し、単位については専門職大学院設置基準第25条第1項に規定された範囲で修得したとみなすことができる。なお、単位の取扱いについては別に定める。

11 前項の規定により、法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、第9項の規定により在学したとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

12 第10項の規定により、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(専門職大学院設置基準第25条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く)は、第117条第6項の規定により修了するために必要な単位数に算入することのできる単位数と合わせて30単位(専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く)を超えないものとする。

13 専門職学位課程の授与する専門職学位は、次のとおりである。

(表省略)

14 大学院における在学年数は、修士課程4年(第105条第7項及び第8項の規定による標準修業年限を1年とした修士課程にあつては2年)、博士後期課程6年をそれぞれ超えることができない。ただし、医学研究科・歯学研究科・松戸歯学研究科・獣医学研究科及び薬学研究科の在学年数は8年を超えることができない。また、法務研究科専門職学位課程(法科大学院)は6年を、知的財産研究科専門職学位課程は4年を超えることができない。

第107条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第2節 教員及び運営機構

第108条 本大学院の授業及び指導は、大学院教員資格に該当する本大学の教授がこれを行う。ただし、このうち特別の事情がある場合には、准教授、講師又は助教がこれを担当することができる。

第109条 本大学院の学事管理のため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、研究科長をもって組織し、各研究科に共通の重要事項の審議に当たる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第110条 各研究科に分科委員会を置く。

2 分科委員会は、その科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

第111条 分科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第112条 分科委員会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第113条 分科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- ① 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- ② 学位論文の審査及び学位の授与に関すること。
- ③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、分科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 分科委員会は、第1項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において分科委員会が審議することと定められている事項については、分科委員会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 分科委員会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第114条 分科委員会における審議とは、論議・検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

第115条 大学院の学務は、学長が総轄し、各研究科の学務は、各研究科長がこれを管掌する。

2 研究科長は、当該学部長がこれに当たる。

3 前項の規定にかかわらず、総合社会情報研究科、法務研究科専門職学位課程（法科大学院）及び知的財産研究科専門職学位課程の研究科長については、次の各号のとおりとする。

- ① 総合社会情報研究科については、学長又は当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。
- ② 法務研究科専門職学位課程（法科大学院）及び知的財産研究科専門職学位課程については、当該研究科の教授のうちから学長が任命する者がこれに当たる。ただし、当該研究科の運営上特に必要と大学が認めた場合には、学長又は当該関連学部の学部長がこれに当たることができる。

第3節 入学及び入学資格

第116条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ⑧ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 3 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 修士の学位若しくは専門職学位を有する者
 - ② 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代える審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する

者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4 医学研究科・歯学研究科及び松戸歯学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学医学部又は医科大学を卒業した者
- ② 大学歯学部又は歯科大学を卒業した者
- ③ 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者
- ④ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑦ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者
- ⑨ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑩ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

5 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。

6 獣医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。

- ① 大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
- ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 7 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 8 薬学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、本大学院の選抜試験に合格した者とする。
- ① 大学における修業年限6年の薬学を履修する課程を卒業した者
 - ② 大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
 - ③ 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
 - ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - ⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - ⑥ 外国の大学等において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑨ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 9 前項の規定にかかわらず、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む)であって、本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものであり、かつ、本大学院の選抜試験に合格した者を入学させることができる。
- 10 本大学院においては、編入学・転入学・転科及び転籍することはできない。

第4節 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 総合社会情報研究科における授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導は、通信教育により行う。
- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 前2項により修得したものとみなす単位は、10単位を超えない範囲（知的財産研究科専門職学位課程については、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲。法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 7 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 8 第4項から第7項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

第117条の2 教育上特別の必要がある場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

- 2 前項に該当する研究科、専攻は次のとおりとする。

修士課程・博士前期課程

研 究 科	専 攻
法 学 研 究 科	公 法 学 専 攻 私 法 学 専 攻 政 治 学 専 攻
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
総 合 基 礎 科 学 研 究 科	地 球 情 報 数 理 科 学 専 攻
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻

国 際 関 係 研 究 科	国 際 関 係 研 究 専 攻
理 工 学 研 究 科	土 木 工 学 専 攻
	社 会 交 通 工 学 専 攻
	建 築 学 専 攻
	海 洋 建 築 工 学 専 攻
	機 械 工 学 専 攻
	精 密 機 械 工 学 専 攻
	航 空 宇 宙 工 学 専 攻
	電 気 工 学 専 攻
	電 子 工 学 専 攻
	物 質 応 用 化 学 専 攻
	物 理 学 専 攻
	数 学 専 攻
	不 動 産 科 学 専 攻
	医 療 ・ 福 祉 工 学 専 攻
	情 報 科 学 専 攻
	量 子 理 工 学 専 攻

博士課程・博士後期課程

研 究 科	専 攻
新 聞 学 研 究 科	新 聞 学 専 攻
芸 術 学 研 究 科	芸 術 専 攻
歯 学 研 究 科	歯 学 専 攻

専門職学位課程

研 究 科	専 攻
法 務 研 究 科	法 務 専 攻
知 的 財 産 研 究 科	知 的 財 産 専 攻

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。